

平成19年度内閣府本府政策評価書(事後評価)【要旨】

【総合評価方式】

政策分野 共生社会政策

障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)

(平成14年12月24日閣議決定)(計画期間:平成15年度～24年度)

	政策の目的	評価結果の概要	今後の取組方針
【分野1】 啓発・広報	障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し 支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及 び障害者に関する国民理解を促進するため、幅広い国民 の参加による啓発活動を強力に推進する。	①啓発・広報活動の推進、②福祉教育等の推進、③公共サービス従事者に対 する障害者理解の促進、④ボランティア活動の推進の各施策について、「重点 施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づ き、おおむね順調に進ちよく。	「障害者基本計画」及び当該計画の後期5年間に重点 的に実施する施策を定めた「重点施策実施5か年計画」 (平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)に基づ き、共生社会の実現に向け、引き続き8分野にわたる各 種施策を着実に推進。
【分野2】 生活支援	利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに 対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的 充実の充実、すべての障害者に対して豊かな地域生活 の実現に向けた体制を確立する。	①利用者本位の生活支援体制の整備、②在宅サービス等の充実、③経済的 自立の支援、④施設サービスの再構築、⑤スポーツ、文化芸術活動の振興、 ⑥福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援、⑦サービスの質の向上、⑧専 門職種の養成・確保の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14 年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。	
【分野3】 生活環境	誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配 慮した生活環境の整備を推進する。 このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活 し、社会参加ができるよう、住宅、建築物、公共交通機関、 歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅 から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境 の整備を推進する。 また、防災、防犯対策を推進する。	①住宅、建築物のバリアフリー化の推進、②公共交通機関、歩行空間等のバ リアフリー化等の推進、③安全な交通の確保、④防災、防犯対策の推進の各 施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推 進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。	
【分野4】 教育・育成	障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細か な支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫 して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注 意欠陥/多動性障害、自閉症などについて教育的支援 を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもにつ いて適切に対応する。	①一貫した相談支援体制の整備、②専門機関の機能の充実と多様化、③指導 力の向上と研究の推進、④社会的及び職業的自立の促進、⑤施設のバリアフ リー化の促進の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月 24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。	
【分野5】 雇用・就業	雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な 柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによ って社会に貢献できるように、その特性を踏まえた条件の整 備を図る。	①障害者の雇用の場の拡大、②総合的な支援施策の推進の各施策につい て、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決 定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。	
【分野6】 保健・医療	障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リ ハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因とな る疾病等の予防・治療が可能なものについては、これら に対する保健・医療サービスの適切な提供を図る。	①障害の原因となる疾病等の予防・治療、②障害に対する適切な保健・医療 サービスの充実、③精神保健・医療施策の推進、④研究開発の推進、⑤専門 職種の養成・確保の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年 12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。	
【分野7】 情報・コミュニ ケーション	IT(情報通信技術)の活用により障害者の個々の能力を 引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害によ りデジタル・デバイドが生じないようにするための施策 を積極的に推進するほか、障害特性に対応した情報提 供の充実を図る。	①情報バリアフリー化の推進、②社会参加を支援する情報通信システムの開 発・普及、③情報提供の充実、④コミュニケーション支援体制の充実の各施策 について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本 部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。	
【分野8】 国際協力	「アジア太平洋障害者の十年」が2003(平成15)年から 更に10年間延長されたこと等も踏まえ、障害者団体間の 交流、政府や民間団体による各種協力の実施等による アジア太平洋地域への協力関係の強化に努める。	①国際協力等の推進、②障害者問題に関する国際的な取組への参加、③情 報の提要・収集、④障害者等の国際交流の支援等の各施策について、「重点 施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づ き、おおむね順調に進ちよく。	
計画全体	障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個 性を尊重し支え合うとともに、障害者が社会の対等な構 成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に 社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責 任を分担する共生社会を実現する。	「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)及び当該計画の前期5年間 に重点的に実施する施策を定めた「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月 24日障害者施策推進本部決定)に基づき、共生社会の実現に向け、着実に推進 され、各分野で法制度の改正等を実施。	